

「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」 に係る回収体制の構築状況等に関する調査結果

平成30年12月10日
環 境 省

今年度調査の概要

- 「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」(いわゆる「義務外品」)に関する市区町村の回収体制の構築状況については、平成21年度以降、環境省において毎年度調査を行ってきた。
- 今年度は、各市区町村が回収体制構築等の完了のために必要な要件を理解しやすいよう、調査票を平易な質問に工夫した上で調査を行った。
- その際、回収体制構築等が完了しているか都道府県に確認作業を依頼し、市区町村との調整を行った。

「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」の回収体制構築等を完了している市区町村数

- 「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」の回収体制の構築及び小売業者に引取義務のある廃家電の排出方法の周知のいずれもが完了している市区町村数は平成30年11月現在で1,145市区町村(全市区町村の65.8%)であり、全国的に取組が広がった。
- 人口ベースでみると回収体制構築等の完了率は88.9%であり、人口の少ない市区町村において取組が進んでいない傾向が見られた。

回収体制構築等の完了状況 (11月1日時点)

| | 「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」の回収体制を構築している市区町村数 | | 全市区町村数 (B) | 全市区町村に占める割合 | |
|------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| | (A) | うち、小売業者に引取義務のある廃家電の排出方法の周知も適切になされている市区町村数(A') | | (A/B) | (A'/B) |
| 市区町村数(件) | 1,183(859) | 1,145(786) | 1,741(1,741) | 67.9%(49.3%) | 65.8%(45.1%) |
| 政令市 | 19(19) | 19(19) | 20(20) | 95.0%(95.0%) | 95.0%(95.0%) |
| 中核市 | 51(39) | 51(39) | 54(48) | 94.4%(81.3%) | 94.4%(81.3%) |
| 一般市 | | | | | |
| 15万人以上 | 84(77) | 84(75) | 88(93) | 95.5%(82.8%) | 95.5%(80.6%) |
| 10万人以上 15万人未満 | 89(77) | 88(75) | 102(102) | 87.3%(75.5%) | 86.3%(73.5%) |
| 10万人未満 | 415(301) | 406(278) | 527(528) | 78.7%(57.0%) | 77.0%(52.7%) |
| 特別区 | 23(23) | 23(23) | 23(23) | 100.0%(100.0%) | 100.0%(100.0%) |
| 町村 | | | | | |
| 1万人以上 | 283(195) | 277(177) | 421(423) | 67.2%(46.1%) | 65.8%(41.8%) |
| 1万人未満 | 219(128) | 197(100) | 506(504) | 43.3%(25.4%) | 38.9%(19.8%) |
| 人口(万人) | 11,437(9,984) | 11,357(9,762) | 12,771(12,763) | 89.6%(78.2%) | 88.9%(76.5%) |

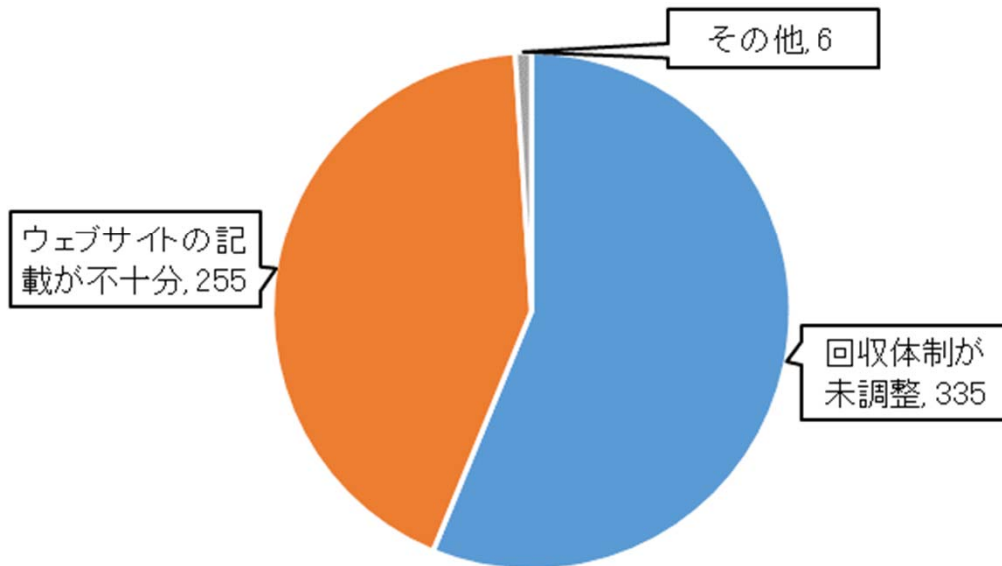
※括弧内は前年度の数字

回収体制構築等未完了自治体の詳細状況

- 「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」の回収体制構築等が完了していない市町村に関し、アンケート結果に基づき、回収体制の構築等の進捗について、詳細な把握を行った。
- その結果、一定数の自治体は、ウェブサイト等の記載内容を修正すれば完了状態に至ることが判明した一方、回収体制の構築に向け自治体自ら回収する方法の調整や収集運搬業者又は小売業者との調整が必要である自治体も相当数存在していることが明らかとなった。

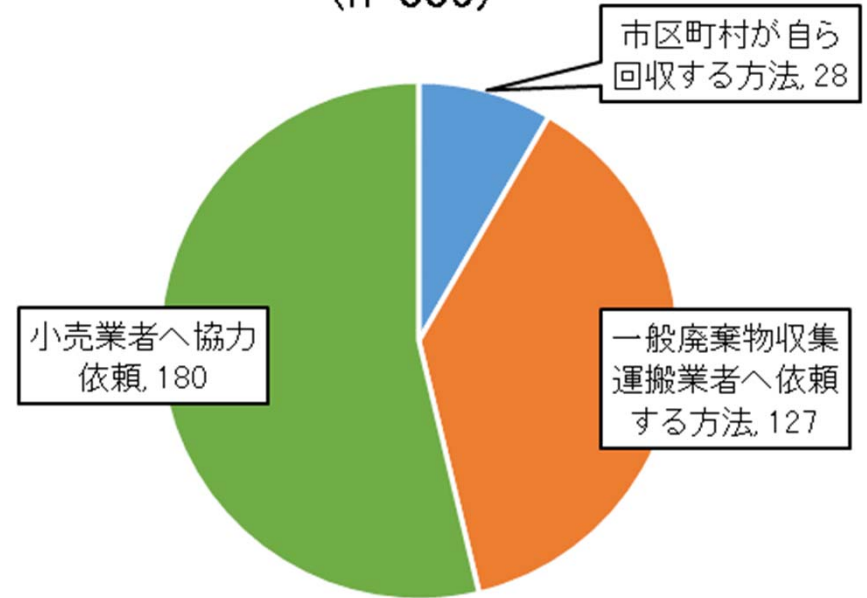
回収体制構築等が未完了である理由

(n=596) (11月1日時点)



回収体制構築に向け予定している引取り方法

(n=335) (11月1日時点)



回収体制構築等の完了に向けた支援

- 昨年度の合同会合における委員からのご意見等を踏まえ、今年度は、環境省、自治体、小売業者等の関係者が連携協力して回収体制構築等の完了に向けて取り組んでいる。
- 具体的には、市町村の意向を元に、大手家電流通協会及び全国電機商業組合連合会に御協力いただきながら、環境省が小売業者の両団体及び都道府県・市町村と調整を行い、回収体制構築等の完了に向けた支援を行っている。
- 回収体制構築等が未完了の市町村に対しては、追加調査により、平成30年度中に回収体制構築等を完了するよう働きかけている。市町村に対しては、自ら回答した期限までに回収体制構築等を完了し、都道府県に報告することとし、都道府県に対しては、当該市町村のウェブサイト等の確認を行い、環境省へ報告するよう依頼している。
- また、(公社)全国都市清掃会議など各自治体団体に対し環境省から状況を説明し、更なる協力を要請し、今年度中に1箇所でも多くの市区町村が回収体制構築等を完了できるよう支援していく。
- 今後、上記方針に基づき取組を進めた上で、それでもなお体制構築が難しい市町村に対しては、その状況に応じ別途対応を検討する。

【大手家電流通協会】

- 会員企業の多くが自治体からの要請に応じて、自治体の体制構築に協力することで合意している。H30年度は環境省の仲介の上で、未構築の自治体との協力を進めている。〈平成30年度～〉
- 引取りの現場では小売業者の引取義務の対象となるか否かにかかわらず、回収。〈平成27年度～〉

【全国電機商業組合連合会】

- H30年度は環境省の仲介の上で、未構築の自治体との協力を進めている。〈平成27年度～〉

—資料3 p.10より抜粋—

参考：調査の背景

○ 「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」については、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」※において、以下のように記載されている。

- ・ 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（以下「義務外品」という。）については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。
- ・ 「すべての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップするべきである。」

○ このため、国では、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成し、平成27年3月に全国の市町村に送付した。

○ また、平成30年度までに全ての市区町村が義務外品の回収体制を構築することを、平成28年1月に廃棄物処理法の基本方針に位置付けるとともに、平成28年3月に特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプランの取組目標に位置付けた。

※ 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成26年10月）

参考：ガイドラインにおける「小売業者の引取義務外品」の回収体制構築の要件

ガイドラインにおいて、「小売業者の引取義務外品」の回収体制に関し、以下①～⑧のいずれかの方式により「小売業者の引取義務外品」の回収を行っており、かつ、②～⑧の場合には、回収主体に対する定期的な確認や、回収主体の名称及びその連絡先を住民に周知していることを、「小売業者の引取義務外品」の回収体制を構築している市区町村の要件としている。

- ①市区町村が回収(直営・委託)
- ②市区町村と協定等を締結した家電小売店が回収
- ③市区町村から依頼を行った家電小売店が回収
- ④家電小売店団体が設置した受付センターが回収
- ⑤市区町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑥市区町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑦一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収
- ⑧一般廃棄物収集運搬許可業者※が回収(上記⑤～⑦以外で市区町村が当該業者の名称及びその連絡先を広報)

※一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号)を受けた事業者が含まれる。

なお、住民が自ら指定引取場所に運搬する方法しか存在しない場合には、回収体制を構築していないものとしている。